

○財務省告示第百六十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十二年四月二十七日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 菅 直人

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第一百
七回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び平成
二十二年四月二十七日に発行した利付国債の
ための公債の発行の特例等に関する
法律（平成二十二年法律第
七号）第二条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特定参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格

八 最 額 面 金
 九 振 替 単 位

十 十 発 行 日

イ 一 入 札 発 行 争 格

ロ

十 十
 三 二

国 債 市 場
 特 別 参 加
 者 第 I
 非 入 札 発 行
 争 入 札 発 行
 及 び 特 定
 債 市 場
 参 加 者
 第 II 非
 別 第 参 加 者
 ・ 第 II 非
 入 札 発 行 争
 利 率
 経 過 子
 の 払 込 み

五 万 円

振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿
 の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金
 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と
 す る 。
 平 成 二 十 二 年 四 月 二 十 七 日

格 十 額 十 額
 七 十 八 額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円
 十 五 銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価

(一) 年 二
 ・ 一 パ ー セ ン ト
 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
 は 、 払 込 金 額 に 加 え 、 次 の
 算 式 に よ り 金 額 出 した 金 額 を
 第 二 十 号 に 規 定 す る 期 日 に
 払 い 込 む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.1}{100} \times \frac{38}{365}$$

(二) 発 行 時 に お い て 、 そ の 利 子

二 十 九

払 込 期 日
者 入 札 参 加

平 成 二 十 二 年 四 月 二 十 七 日
財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者